第百十六条第一項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

第百十七条第一項中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改め、同項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

第百十八条第一項中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改め、同条第二項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第百十九条中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改め、同条第四号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

第百二十条第一項中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改める。

第百二十一条中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改める。

第百二十二条中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改める。

第百二十三条中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改める。

第百二十四条中「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に、「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改める。

第百二十五条第一項中「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に改め、同条第二項中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改める。

第百二十六条第一項中「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に改める。

第百三十七条中「第四十三条の三の八第二項」を「第四十三条の三の八第三項」に改める。

別記様式第五表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項」に改め、同様式の裏面中「第1項の規定による立入検査のほか」の下に「、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項」を加え、「及び第43条の3の30第1項」を「、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第十一条　試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和六十一年総理府令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「規則」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二条中「省令」を「規則」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第三条第一項中「省令」を「規則」に改める。

第十六条第一項中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第一項及び第二項中「省令」を「規則」に改める。

（加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正）

第十二条　加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　安全機能を有する施設（第三条―第十七条）

第三章　重大事故等対処施設（第十八条―第三十一条）

附則

第一章　総則

第一条第一項中「省令」を「規則」に改め、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の下に「、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号。以下「加工規則」という。）及び加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号。以下「事業許可基準規則」という。）」を加え、同条第二項を削る。

第二条第一項中「省令」を「規則」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章　安全機能を有する施設

第三条第二項中「加工施設は」を「加工施設には」に改め、「の設置」を削り、「の発生を想定した適切な措置が講じられているものでなければ」を「を防止するために必要な設備を施設しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を次のように改める。

安全機能を有する施設には、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置を講じなければならない。

第三条第一項の次に次の一項を加える。

2　安全機能を有する施設には、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置を講じなければならない。

第四条第一項中「加工施設が火災」を「安全機能を有する施設が火災又は爆発」に、「安全」を「安全性」に改め、「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、「必要に応じて」を削り、同条第二項中「加工施設の安全」を「安全上重要な施設の安全機能」に改め、同条第三項中「非常用電源設備その他の安全上重要な施設であつて、火災」を「安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発」に、「防火措置」を「防護措置」に改め、同条第七項第一号及び第二号中「講じる」を「講ずる」に改める。

第五条を次のように改める。

（安全機能を有する施設の地盤）

第五条　安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

第五条の次に次の五条を加える。

（地震による損傷の防止）

第五条の二　安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。